

さとうきび政策の見直しについて

平成19年度から導入される砂糖についての新たな経営安定対策への転換等をその内容とする「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正」を含む農政改革3法案が、2月24日に閣議決定され国会へと提出されました。

これらの改正法案等につきましては、現在開催されている第164回(通常)国会において審議が行われます。

今回、法改正に伴う今後のさとうきびの品目別経営安定対策の基本的な考え方について、参考に資するためQ&Aを取りまとめました。

1. 担い手対策について

(Q1) さとうきび政策が、品目別経営安定対策に移行するのはどうしてですか。

(A) 近年、さとうきびの収穫面積は横ばいないし減少傾向であり、また、栽培管理の不徹底や台風・干ばつなどの気象災害の影響もあって、単収及び糖度も低迷している状況にあります。

このため、甘しや糖工場の操業率が低下するとともに歩留りも向上しておらず、経営がひっ迫している糖業者も増えてきており、今後、地域のさとうきび産業を維持していくためには、高品質なさとうきびをいかに安定的に生産するかが最も大きな課題となっております。生産構造をみると、零細規模の農家が大部分を占めている中で、農業従事者の高齢化が進行しており、課題解決のためには、このような生産構造を転換し、地域の担い手を育成していくことが重要です。

2. 品目別経営安定対策について

(Q1) さとうきびの国の施策は、いつから変わるのですか。

(A) 平成19年度から、これまでの最低生産者価格制度が廃止され、市場の需給を反映した取引価格が形成される制度に移行し、新たな経営安定対策が実施されます。

(Q2) 生産者の収入はどう変わるのですか。

(A) 生産者の収入は、糖業者との取引価格(糖業者から支払われる原料代)による収入と経営安定対策による国(農畜産業振興機構)からの直接支払による収入の2種類から構成されることとなります。

(Q3) 糖業者との取引価格(糖業者から支払われる原料代)は、どのようにして決まるのですか。

(A) さとうきびの取引価格は、市場動向(甘しや糖の価格動向)を適切に反映する仕組みとして、甘しや糖の価格を生産者(JA)と糖業者との間であらかじめ定めた比率により分配して形成されます。

(Q4) さとうきびの取引価格を含め、取引に関する諸事項は、生産者(JA)と糖業者の間で協議して取り決めが行われるとなると、公平なものとならないおそれがあるのではないのでしょうか。

(A) この取り決めの公平性・透明性を確保するため、県段階に行政も参加の下、関係者の協議の場が設置され、取り決めの前提となる基本事項が協議・決定されます。

(Q5) 経営安定対策による国(農畜産業振興機構)からの直接支払とは、どのようなものですか。

(A) 経営安定対策は、生産者の所得を確保し砂糖の安定供給を図るため、さとうきびの生産コストのうち、Q3の収入分配方式により形成される取引価格では賄えない部分に着目して行われる直接支払いです。

(Q6) 経営安定対策は、さとうきび生産者であればだれでも対象となるのでしょうか。

(A) 経営安定対策の対象となるには、一定の要件を満たすことが必要となります。

(Q7) 経営安定対策の対象要件は、どのようなものですか。

(A) 対象要件者は、

- ① 認定農業者、特定農業団体等
- ② 1ha以上の収穫作業面積を有するさとうきび生産者(個人)
- ③ 4.5ha以上の収穫作業面積を有するさとうきび生産組織(出荷名義を有するもの)
- ④ 4.5ha以上の収穫作業面積を有する共同利用組織に参加しているさとうきび生産者
- ⑤ ①～④に該当する生産者組織又は4.5ha以上の収穫作業面積を有する受託組織・サービス事業体に、さとうきびの基幹作業(ア. 耕起・整地、イ. 株出管理、ウ. 植付け、エ. 収穫のうち、いずれか1作業)を委託しているさとうきび生産者
- ⑥ 受託組織等が存在しない地域において、特例による組織に参加しているさとうきび生産者(平成19年産～平成21年産までの間)

の①から⑥までのいずれかに該当することに加え、

- 地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成していること
- 環境規範を遵守すること
を満たす生産者等となっています。

(Q8) 収穫作業面積とは、自分の畑(使用収益権を有する畑)の収穫面積だけを指すのですか。

(A) 収穫作業面積とは、自分の畑(使用収益権を有する畑)のうち自ら収穫作業を行った面積と収穫作業を受託した畑の面積とを合計した面積のことです。

(Q9) 基幹作業を委託していない夏植が主体の生産農家で、作付面積が1.9haあり、最初の年の収穫作業面積が1.2haで、次の年の収穫作業面積が0.7haの収穫面積となった場合、0.7haの収穫作業面積の年は経営安定対策の対象とならないのですか。

(A) 収穫作業面積が1.0ha未満の年は、対象となりませんので、基幹作業を委託する等の取組が必要になります(Q7参照)。

なお、経営安定対策が平成19年産から対象となることから、今年(平成18年)に夏植を予定している農家で、基幹作業の受委託を予定している生産者は、予め、受託者又は委託者と書面による委託契約を結ぶ必要があります。

(Q10) 収穫作業面積が1ha未満のさとうきび生産農家で、植付けから収穫までの一貫作業を自らが言い、特例の組織にも参加していない生産者は対象にならないのですか。

(A) そのままでは経営安定対策の対象者となりませんので、一定の要件を満たす生産者又は受託組織等に対して基幹作業を委託すること等が必要です。

(Q11) JA等の機械銀行に基幹作業を委託した生産者は、経営安定対策の対象者となりますか。

(A) JA等の機械銀行において、収穫作業受託面積の合計が面積要件(4.5ha)を充たしていれば、Q7の⑤のサービス事業体に該当し、対象となります。

ただし、機械銀行を介して外部オペレーターに基幹作業の委託が行われた場合は、その委託された生産者等が収穫作業面積要件(個人1.0ha、4.5ha組織等以上)を充たしている場合で、上記と同様に対象となります。

(Q12) 収穫作業を共同作業で行うユイマール組織が集落にある地域で、この組織に参加している生産農家は、経営安定対策の対象となりますか。

(A) ユイマール組織が、規約の整備等組織として認められる体制を有しているとともに、収穫作業面積要件(4.5ha以上)を充たしていれば、Q7の④に該当し、対象となります。

なお、規約には、組織の目的、代表者、構成員の資格・加入・脱退の取扱い、総会、機械の利用・管理等の業務及び特定のオペレーターの設置(必ずしも機械は必要ない)等を定めることが必要です。

(Q13) 収穫作業を請負う組織(いわゆる援農隊)に同作業を委託した場合、経営安定対策の対象となりますか。

(A) Q11及びQ12と同様、請負う組織が規約の整備等組織として認められる体制を有しているとともに、収穫作業面積要件(4.5ha以上)を充たしていれば、Q7の⑤のサービス事業体に委託する者に該当し、対象となります。

(Q14) 地域にQ7に該当する生産者組織又は受託組織・サービス事業体が存在しない地域では、収穫作業面積が経営安定対策の対象面積に満たない(収穫作業面積が1ha未満)生産者は、どうすれば経営安定対策の対象になることができるのですか。

(A) Q7の⑥の特例により対象となることが可能です。

具体的には、受託組織等がない地域において、3年間(平成19年産～平成21年産)に限り、地域のさとうきび生産農家の1/2以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を目的とする組織に参加することにより対象となることが出来ます。

3. 手続きについて

(Q1) 経営安定対策の交付申請は、個々の農家で行うのですか。

(A) 基本的には出荷名義を有する農家ごとの交付申請手続きが必要となりますが、JAの支店等ごとに取りまとめて一括で申請することも検討しています。

(Q2) 経営安定対策の交付を受ける場合は、どのような手続きが必要となりますか。

(A) 農畜産業振興機構に対し、対象要件を具備していることを証する書類等を添付の上、交付申請をすることとなりますが、申請の具体的な時期及び手続き等については、詳細が決まり次第、説明会等を行う予定です。

(Q3) 経営安定対策による直接支払いは、いつ頃生産者に支払われることとなるのですか。

(A) 経営安定対策の支払いには、申請手続き等が必要となることから、これまでよりも遅くなることが予想されますが、手続きの簡素化等により出来るだけ早期に支払いが実施されるよう検討されているところです。

問い合わせ先 : 沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課 大城、島袋
TEL:098-866-0031(内線377)
FAX:098-863-9232